

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和4年8月25日(2022.8.25)

【公開番号】特開2022-118266(P2022-118266A)

【公開日】令和4年8月12日(2022.8.12)

【年通号数】公開公報(特許)2022-147

【出願番号】特願2022-102772(P2022-102772)

【国際特許分類】

G 06 Q 30/06(2012.01)

10

G 06 Q 20/06(2012.01)

【F I】

G 06 Q 30/06

G 06 Q 20/06 300

【手続補正書】

【提出日】令和4年8月17日(2022.8.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

小売りの店舗に設置された商品運搬用の籠またはカートに設けられた情報処理装置であつて、

情報を表示する表示部と、

前記表示部に表示された情報に応じた操作を受け付ける操作部と、

商品の外観を撮像した撮像画像または商品に付されたコードシンボルを読み取ったコード情報の少なくとも一方から、商品を認識可能な情報を取得する商品情報取得部と、

前記商品情報取得部が取得した情報で特定される商品を購入対象として購入対象記録ファイルに記録する商品情報記録部と、

前記購入対象記録ファイルを最後から前にさかのぼって順次、当該購入対象記録ファイルに記録された商品の名称と同じ文言が含まれた商品を代替候補として、当該代替候補の商品の情報を、前記操作部により選択可能かつ価格順に並べ替え可能に前記表示部に一覧表示させることにより提示する候補提示部と、

を備える情報処理装置。

【請求項2】

電子マネー機能を備える記憶媒体から読み取られた電子マネーの残額を所定の記憶領域に記憶させる記憶処理部と、

前記商品情報記録部が前記購入対象の記録を行う都度、前記購入対象として記録されている全商品の合計額を、前記電子マネーの残額から、引いた金額を算出する試算処理部と、

、をさらに備える請求項1に記載の情報処理装置。

【請求項3】

前記候補提示部は、前記試算処理部が算出した金額が所定の金額に比べて少なくなった場合に、前記購入対象として記録された商品よりも低価格の代替候補を提示する請求項2に記載の情報処理装置。

【請求項4】

前記候補提示部は、前記試算処理部が算出した金額が所定の金額に比べて少なくなった

40

50

場合に、電子マネーのチャージを勧める

請求項2に記載の情報処理装置。

【請求項5】

小売りの店舗に設置された商品運搬用の籠またはカートに設けられ、情報を表示する表示部と、前記表示部に表示された情報に応じた操作を受け付ける操作部とを備える情報処理装置のコンピュータを、

商品の外観を撮像した撮像画像または商品に付されたコードシンボルを読み取ったコード情報の少なくとも一方から、商品を認識可能な情報を取得する商品情報取得部と、

前記商品情報取得部が取得した情報で特定される商品を購入対象として購入対象記録ファイルに記録する商品情報記録部と、

前記購入対象記録ファイルを最後から前にさかのぼって順次、当該購入対象記録ファイルに記録された商品の名称と同じ文言が含まれた商品を代替候補として、当該代替候補の商品の情報を、前記操作部により選択可能かつ価格順に並べ替え可能に前記表示部に一覧表示させることにより提示する候補提示部と、

して機能させるためのプログラム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

実施形態の情報処理装置は、小売りの店舗に設置された商品運搬用の籠またはカートに設けられたものであって、情報を表示する表示部と、表示部に表示された情報に応じた操作を受け付ける操作部と、商品情報取得部と、商品情報記録部と、候補提示部と、を備える。商品情報取得部は、商品の外観を撮像した撮像画像または商品に付されたコードシンボルを読み取ったコード情報の少なくとも一方から、商品を認識可能な情報を取得する。商品情報記録部は、前記商品情報取得部が取得した情報で特定される商品を購入対象として記録する。候補提示部は、前記購入対象記録ファイルを最後から前にさかのぼって順次、当該購入対象記録ファイルに記録された商品の名称と同じ文言が含まれた商品を代替候補として、当該代替候補の商品の情報を、前記操作部により選択可能かつ価格順に並べ替え可能に前記表示部に一覧表示させることにより提示する。

10

20

30

40

50